

行政視察報告書

報告者 新政たかやま

1. 視察期間 令和6年11月14日(木)
2. 視察先 愛知県みよし市 みよし市役所
3. 参加者 伊東寿充 石原正裕 水門義昭
渡辺甚一 榎隆司 西田稔
西本泰輝 水野千恵子 平戸芳文
戸田柳平 中村匠郎
4. 視察項目 I 会計年度任用職員の在り方について
II 開庁時間の見直しについて
III DXの取り組みについて



I 会計年度任用職員の在り方について

I-1 会計年度任用職員制度の概要

(1) 制度導入の背景・経緯

臨時・非常勤職員(特別職非常勤、臨時的任用、一般職非常勤)の採用方法や賃金水準など、地方自治体それぞれで異なる解釈がなされ、制度の運用がまちまちであったため、臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保に向けた見直しが行われ「地方公務員法」と「地方自治法」が令和2年4月1日に改正施行され、「会計年度任用職員制度」が導入された。

(2) 身分

令和2年4月1日に施行された改正地方公務員法に基づく一般職非常勤勤務職員として、みよし市では、パートタイム会計年度任用職員のみを任用。
(会計年度任用職員としてはフルタイムがある)

(3) 常勤職員と会計年度任用職員の職員数

常勤職員	主な職種	職員数
行政職	事務職、技師、社会福祉士、学芸員等	340人
保育職	保育士	77人
技能労務職	学校業務員	2人
医療職	保健師、歯科衛生士、医師、看護師等	143人
教育職	教育委員会勤務教員、任用付教員	10人
合計		572人

会計年度職員	主な職種	職員数
一般事務職	一般事務員、児童厚生員、特別支援教育対応教員補助者等	275人
保育士等の資格職	保育士、社会福祉士、家庭相談員、児童相談員等	132人
作業員職	土木・公園作業員、交通安全推進員、看護補助員等	46人
業務員職	保育園業務員、学校業務員等	58人

医療職	保健師、介護認定調査員、歯科衛生士、看護師、医療技術師等	77人
学校非常勤講師	学校非常勤講師	54人
その他	住民相談員、部活動指導員等	19人
合計		661人

区分	正規職員数		会計年度任用職員数		合計
事務職	340人	55%	275人	45%	615人
保育職	77人	37%	132人	63%	209人
業務職	2人	2%	104人	98%	106人

※1 会計年度職員数が常勤職員数を上回っている。

※2 事務職:約半数が会計年度職員

※3 保育職:約2/3が会計年度職員

※4 業務職:ほぼ全員が会計年度職員

市役所や保育等の現場では
会計年度任用職員は欠か
ない存在に。

I-2 会計年度任用職員の課題

- ・ 任期は原則1年以内(再度の任用あり)
- ・ 選考によらない更新は2回まで、昇給なし
- ・ 民間企業に義務付けられている無期転換ルールへの適用なし
- ・ 会計年度任用職員と常勤職員の給与の不均衡
- ・ 「扶養の範囲内」(年収の壁)を意識した働き方

I-3 会計年度任用職員のあり方の見直し

【具体的】

- ・ 報酬を大幅に引き上げる
- ・ 年収の壁に捉われず、常勤職員に近い勤務形態での働き方を促進
- ・ 会計年度任用職員数を漸減し、正規職員を増加させる

【目的】

- ・ 将来に希望の持てる雇用環境への改革
- ・ 会計年度任用職員のあり方についての問題提起

【報酬額】

報酬額を常勤職員の高卒初任給程度又は短大卒初任給程度から大卒初任給程度へ引き上げる

- ・ 一般事務職 1,155円 → 1,265円 (9.5%増)
- ・ 作業員、看護補助職 1,253円 → 1,355円 (8.1%増)
- ・ 歯科衛生士、栄養士職 1,307円 → 1,411円 (8.0%増)

○ 国の報酬単価引き上げ後の報酬額から更に市独自の引き上げをする

【現状】

報酬単価の引き上げや勤勉手当の支給により底上げを図るが、それによって働き控えが生じるという逆転現象も生じている。一方、民間企業においては「年収の壁・支援強化パッケージ」を活用し、所得の向上に一定の成果を上げている。しかし、地方自治体は国に準拠して支給する手当の種類及び内容を規定しているため、規定がない手当を支給することができない。また、「年収の壁・支援強化パッケージ」は地方自治体を対象としていないことから会計年度任用職員を対象とした支援制度がない。年収の壁を意識することなく働ける環境整備と意識改革を進めていくことが重要。

I-4 正規職員の増加手段として年度途中採用を実施 面接試験重視(学科試験なし)

職務経験で培った

- ・積極的な行動力
- ・柔軟な発想力
- ・専門的な知識、技術

社会人枠で年度途中に採用

- ・専門性や対応能力の高い多様な人材の確保
- ・職員年齢構成の平準化
- ・政策形成や職務遂行力の向上

II 開庁時間の見直しについて

II-1 変更内容

【変更前】 令和6年5月2日まで、午前8時30分から午後5時15分

【変更後】 令和6年5月7日から、午前9時から午後5時まで 45分短縮

【対象業務】 市役所本庁舎の窓口及び電話対応(庁舎外公共施設を除く)

II-2 見直しの目的

○ 市民サービスの向上と職員の働き方改革の推進を図る

- ① 来庁者への対応を適切に行うための体制整備
- ② 職員の業務改善の促進、市民サービスの向上
- ③ 窓口のデジタル化の整備
(書かない窓口、市役所に来なくてよい環境)
- ④ 時間外勤務の抑制

II-3 市民への周知方法

- ・記者会見 令和6年2月8日
- ・議会(全協)への説明:令和6年2月22日
- ・市ホームページによる周知:令和6年2月～
- ・広報による周知:令和6年3月～(3カ月間実施)
- ・区長会に説明:令和6年2月15日



II-4 周知に使用したポスターなど

- ・「5月7日から市役所本庁舎の開庁時間を変更します」
市役所内にチラシ、ポスター、看板等として令和6年2月から設置
- ・「開庁時間変更のお知らせ」
ポスターを令和6年3月から設置
- ・「開庁時間を変更しました」
ポスターを令和6年5月7日から設置
- ・窓口のカウンターに5月7日からA4サイズのスタンド型ポップを設置
開庁時間中:表面「5月7日から市役所本庁舎の開庁時間を変更します」
午後5時から翌日午前9時:裏面「ただいま受付時間外です」

7月からの開庁時間中:表面「開庁時間のおしらせ」

II-5 その他の取り組みと成果

- ・ 午前8時30分と午後5時15分に鳴らしていたチャイムを午前9時と午後5時に鳴らすようにした
- ・ 市民の方が迷うことないように、フロアマネージャーを配置しサービス向上を図る
- ・ 職員1人あたり、約4時間の残業減が図れた
- ・ 開始依頼、特に市民からの苦情等はない

III DXの取り組みについて

III-1 DXによるフロントヤード改革

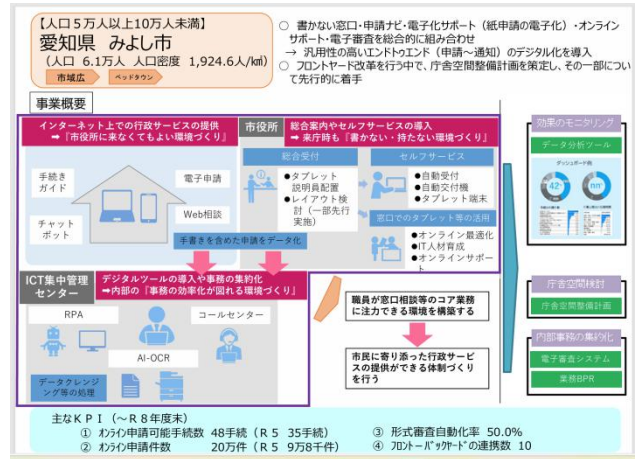
令和6年1月に国の「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」に採択され、令和10年度までに実施予定であった市役所の窓口におけるデジタル化を最大4年間前倒して令和6年度から実施

「書かない、待たない、来ない」窓口の実現



デジタル化を図り、市民サービスの向上を図る

市民サービスの質を低下させることなく、窓口時間を短縮し、職員の働き方改革に役立てる



III-2 住民窓口多様化モデルの構築

① 書かない窓口

住民がマイナンバーカードをかざしてシステム認証をすると、申請ナビの画面に住民情報が自動入力される。職員が申請ナビの画面を利用して、自動入力以外の項目を住民から聞き取りを行い入力支援をする

② セルフ端末・オンラインサポート

庁内の住民窓口に住民自身で申請できる端末を設ける。申請が不安な場合はオンラインサポートに接続し、オペレータにサポートをしてもらいながら申請ができる

③ 申請ナビサービス

住民が質問に答えていくことで必要な手続きがわかり、スマホやパソコンから電子申請ができる

④ 電子化サポート

紙の申請も電子化し、電子審査システムに集約されるため、職員は電子審査システム上で紙に印刷することなく審査ができる

⑤ 電子審査システム

バックヤード業務が電子審査システムに集約されることにより、手続きの種類、担当部門、担当者のある場所に関わらず、同じ方法、手段で申請データの確認・審査作業を効率的に行える

Ⅲ-3 その他

① 令和4年度各種証明書等発行件数

住民票の写し等合計、69,827件、うち窓口交付は4,039件で、残りの65,788件(約95%)はマイナンバーカードを使用したコンビニ交付である

② マイナンバーカード交付・申請率

交付率 約82% 申請率 約92%

Ⅲ-4 みよし市デジタル化推進構想

【背景】

2040年には全国で高齢者人口のピークを迎え、労働者人口の減少が見込まれる職員数が減っても行政サービスの提供水準を維持し、持続可能な行政へと転換する必要がある

【行政のデジタル化】

- ・住民の利便性向上
- ・行政の効率化

【職員の育成】

- ・デジタルリテラシーの向上
- ・紙からデータ前提の意識改革

5. 考 察

I 会計年度任用職員の在り方について

- ・ 職員と会計年度職員の採用バランスと業務内容はしっかり調査し配置する必要がある
- ・ 市独自で報酬単価を考え、勤務環境等も配慮が必要である

II 開庁時間の見直しについて

- ・ 職員登庁時間に余裕がもてると同時に、電話対応する時間も軽減でき一日の仕事のスタートがでやすくなる
- ・ 市民の理解を得るためにチラシ等による周知や説明が大事である。また、フロアマネージャーの配置等も市民に安心感を与える支援である。

III DXの取り組みについて

- ・ 基本的には、マイナンバーカードの市民の理解と交付率の向上が必要
- ・ 日本一広い高山市では、今後DX推進は必要であり、インフラの整備(通信)等の環境整備が必要である
- ・ 高齢化が進むことから、市民の方に理解してもらうことやサポート体制(職員のレベルアップ)が必要である



視察に対して、小山市長が同席して説明から質問の答弁までして下さり感謝の視察となりました。